



安全で安心
できる社会を
125

くらしの情報

平成15年(2003年)7月25日
編集・発行(季刊)西宮市消費生活センター
〒663 8035 西宮市北口町1番1号
電話 0798 69 3159
FAX 0798 69 3162
ホームページhttp://www.nishi.or.jp/~syouhi/

平成14年度 消費生活相談のまとめ

「不正料金請求のトラブル」が急増

平成14年度の西宮市消費生活センターの相談受付件数は、前年度より701件増加し、3802件で過去最高を更新しました。内訳は、苦情相談が前年度より604件増の3483件、問合せは97件増の319件となりました。

苦情相談の特徴

務者の増加とヤミ金融の法外な高金利、高額な紹介料などに関する苦情によるものです。

年齢別では

年齢別にみると、30歳未満の相談は854件で、前年度の26.3%増となりました。特に、携帯電話、インターネット関連サービス、資格取得講座、エステなどの相談が急増しました。

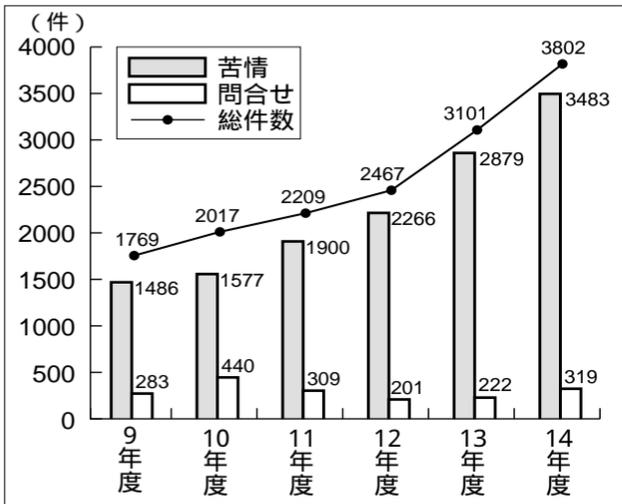
トラブルに あわないために

身に覚えのない請求や強引で執拗な勧誘など、悪質商法の手口がますます巧妙化し、販売される商品などもさまざまです。悪質商法の被害にあわないためには、不必要なものは、きっぱりと断り、契約するときは、契約内容をよく確かめることが大切です。

また、契約を締結した場合は、クーリング・オフ制度により、一定期間内から契約を解除できる場合があります。

おかしいと思ったら、早目に消費生活センターに相談してください。

年度別相談件数



相談は消費生活センターへ TEL 0798(64)0999

相談事例Q&A

事例1 電話・インターネット関連

Q 使った覚えがない出会い系サイトの利用料の請求が突然ハガキで届いたが、どうすればよいか。
A 使った覚えがなければ支払う必要はありません。個人情報を知らせないために連絡はしないこと。請求のハガキは、念のためしばらく保管しておいてください。このような請求は、ハガキのほかに封書、電子メールなどでも届くことがあります。何らかの名簿をもとに、根拠のない請求書を送ったものと思われる。

事例2 フリーローン・サラ金・ヤミ金融など

Q チラシを見て3万円の融資を申し込み、手数料を引いた2万7千円が振り込まれた。1週間後に9万円返済するように言われたが、返済できない。
A 法定金利を超えているので、利息制限法で決められた利率で計算した額で返済し、脅迫されたときは警察に届けてください。ヤミ金融業者からの借り入れは、高額な紹介料や審査料、手数料、法外な高金利などを請求されることもあり危険です。

事例3 工事・建築

Q 「屋根瓦がずれている」と優しい感じの業者が訪問。点検を頼んだところ、別の人が来て、高額な見積書を作り、工事を迫られた。断りきれずに契約したが、やめる事はできないか。
A 契約から8日以内であれば、クーリング・オフができます。このような販売方法は、強引な勧誘で契約金額が高額になるケースも多く、注意が必要です。

事例4 資格・教室

Q 職場に労務管理士講座受講の電話勧誘が何度もあり、根負けして資料送付について承諾した。そのまま放っておいたところ、業者から「契約は成立している。契約書に署名して送り返すように」と催促された。
A 「資料を請求しただけで、申し込みをしたわけではない」と主張し、もし再度契約書が届いた場合は8日以内にクーリング・オフの通知を出してください。電話勧誘では、「結構です」などとあいまいな返事をせず、不要であれば、「いりません」とはっきり断りましょう。

困ったときは消費生活センターへ

消費生活センターでは、消費生活に関する相談窓口を設けています。消費者が主体的に問題を解決するための情報の提供やアドバイスなどを行っています。

【相談コーナー】
月曜～金曜(祝日を除く)
午前9時～正午
午後1時～午後4時30分
(受け付けは西宮市内在住の方に限ります。)

消費生活センターのご案内

【学習室の使用】
月曜～金曜、第2・第4土曜
午前9時～午後5時
申込受付は使用日の前月初日から。使用料が必要です。
(消費生活に関する活動で使用の場合は使用料の減免があります。)

【資料・情報コーナーの利用】
月曜～金曜、第2・第4土曜
午前9時～午後5時15分
各種啓発パネルの展示
インターネットによる情報検索
消費生活に関する図書、ビデオ、各種資料もあります。
(いずれも、祝日・年末年始は休館)

消費生活センター
TEL 0798-69-3159
ACTA 西宮西館5階

津門川
阪急西宮北口
阪急神戸線 至 梅田
至 宝塚 阪急今津線
至 今津

花火のやけどにご注意!

誰でも簡単に遊べるおもちゃや花火。しかし、花火は火薬が原料ですから危険が伴います。毎年、やけどの原因の上位に入っています。特に小さい子どものやけどは、重症になりやすいので注意が必要です。

花火で遊ぶときの注意

- 1 花火に書いてある遊び方や警告・注意書きをよく読んで必ず守る。
- 2 花火を人に向けたり、燃えやすいもののある場所ではない。
- 3 風が強いときは、花火をしない。
- 4 花火をするときは、必ず水を用意する。
- 5 大人と一緒に花火をする。
- 6 正しい位置に正しい方法
- 7 筒もの花火は、途中で消えても筒をのぞかない。
- 8 たくさんの花火に、一度に火をつけない。
- 9 危険なので、花火を絶対にほぐさない。

(品質の安全基準に適合した花火にはSFマークが付いています。)

**やけどをしたときの
応急手当**

- 1 とにかく患部を、水道水(流水)などで10～30分ほどよく冷やす。
- 2 ガーゼなどで患部を包んで水泡を破らない。
- 3 小さなやけどでも化膿するとすぐに深いやけどに移行するので、できるだけ早く医師に見せる。

(国民生活センター発行「たしかに目」2003年7月号(204)より)